

防災集団移転促進事業により買取りした移転元地の交換による所有権移転登記の免税措置の延長等に関する要望

要望の要旨

防災集団移転促進事業により買取りした土地（移転元地）について、特に半島沿岸部は、小規模であり、市有地と民有地が混在することから土地利用の推進が進まない状況であります。今後、所有権移転登記の免税措置を活用し、民間活用など土地利用の推進を図ることとしておりますが、復興・創生期間内の完了は困難であることから、所有権移転登記の免税措置の延長を要望するものです。

また、土地利用を図るためには、土地利用計画の策定、住民対応業務等に相当な業務費用を要するため、財政支援を要望します。

さらに、活用が図られるまでの維持管理を行うにあたり最低限必要な財政支援について要望します。

要望の理由

市街地の移転元地については、公園整備や産業用地の整

備により土地利用を図っておりますが、半島沿岸部については、移転元地が161ヘクタールであり、そのうち、漁業集落整備事業や低平地整備事業により67ヘクタールの活用を図っておりますが、それでも94ヘクタールほどの未利用地があります。

現在計画している漁業集落整備事業や低平地整備事業の完了が令和2年度を予定しており、今後、民有地の地権者の意向等を確認し、税制上の特例による交換制度を活用していく予定であります。マンパワー不足の問題から復興・創生期間内の完了は困難であることから、税制上の特例による交換制度の延長が必要となります。

また、土地利用を図るためには、相当な業務費用が必要となります。

さらには、民間活用など土地利用が図られるまでの間、維持管理費用の負担が課題となることから、財政支援について要望します。